平成２８年（フ）第２３５号
福井市加茂河原３丁目９番23号　第二加茂ハイツ301、旧住所福井市文京１丁目45番18号
債務者　下村　正治
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
福井市渕４丁目2305番地　ドミールＴ２　Ａ202
債務者　辻　　直樹
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
福井市江端20字１－３　えばたの郷318号室、住民票上の住所福井市日之出５丁目７番18号
債務者　安田　陽子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
兵庫県宝塚市花屋敷荘園４丁目３番14号
債務者　木村　順子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目38番６－103号、前住所奈良県北葛城郡王寺町元町２丁目４番28―203号
債務者　兵頭美佐子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
奈良県大和高田市大字市場111番地49
債務者　木浦　雄一
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
奈良県橿原市醍醐町436番地の１　ナッシュエイ85―206号
債務者　寺尾　利行
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
徳島県徳島市西須賀町鶴島４番地の１　地蔵橋県営住宅団地342号室
債務者　福永　新一
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０４号
徳島県吉野川市山川町御饌免51番地　西山団地３号、旧住所徳島県吉野川市山川町坂田28番地３・徳島県吉野川市鴨島町飯尾550―５呉郷団地１―125
債務者　佐光　和代（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５２号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1211番地２　上豆田団地202号
債務者　笛田　武士
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８７０号
堺市堺区霞ヶ丘町２丁１番21号　メゾン霞ヶ丘202号
債務者　吉岡久美子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８７７号
大阪府富田林市喜志町５丁目１番14号（10Ｂ）、前住所大阪市淀川区十三本町１丁目18番６号（ライラックビル605号）
債務者　葉山　孝子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０４号
堺市南区原山台１丁７番10―110号
債務者　八尾　龍平
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９１３号
堺市東区野尻町70番地172　初芝マンション412号
債務者　新家　俊之
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９１４号
大阪府富田林市梅の里４丁目17番15号
債務者　須摩　俊雄
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９３０号
大阪府松原市岡４丁目144番地の２
債務者　田中　伸治
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係